

県内宿泊事業者・各種団体のみなさまへ
～外国人観光誘客のための公衆無線LAN環境整備事業補助金のご案内～

Wi-Fiを整備しませんか？

千葉県では、外国人観光客の誘致に向けて公衆無線LAN環境を整備する場合、その費用の一部を補助しています。

お気軽にご相談ください。



1 補助の対象になる方

宿泊事業者・各種団体のみなさまが対象です。

宿泊事業者：千葉県内で旅館業法の許可を受けて、営業している宿泊施設の事業者
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を除く。)
各種団体：観光協会、商工会議所、商工会、商店街など

2 補助の対象になる施設

1. 宿泊施設

2. 観光客が自由に利用できる施設 (各種団体を通じての申請が必要です)

≪2の例≫・観光案内所・観光農園・景勝地・土産物店・飲食店 など

※入場料を支払わないと入れない施設内等、利用者が限定される施設は原則対象外です。

3 補助の対象になる整備内容

以下の費用が対象です。

≪例≫・ルーター、アクセスポイントの購入費
・設置に係る工事費 など

※工事は、令和2年3月までに完了するものに限りです。
※毎年定期的にかかる通信費や維持費などランニングコストは対象外です。

4 補助の内容

整備に係る費用の3分の2以内を補助します。(1団体の補助限度額は500万円)

※補助金は事業完了(工事～支払いまで)を確認した後の支払いとなります。

5 お問い合わせ

千葉県 商工労働部 観光企画課 オール千葉おもてなし推進班

電話：043-223-3492

※または、地元市町村の観光担当課までお問い合わせください。
※整備内容や予算の状況によっては補助できない場合もあります。

